

# 序 章

## 1. これまでの経緯

筑紫野市では、平成 11 年 3 月に長期的かつ総合的な都市づくりの指針として「筑紫野市都市計画マスタープラン」を策定し、この計画に基づき、住みやすい都市を目指して、土地利用、交通体系、自然環境、景観、防災などに関する様々な都市づくりを進めてきました。

このような中、筑紫野市都市計画マスタープランをはじめとした各種上位計画に基づくとともに、市の特性を踏まえたうえで、市街化調整区域の土地利用に関する整備及び保全の方針を明らかにした「筑紫野市市街化調整区域整備保全構想」を平成 16 年 3 月に策定しました。

その後、都市計画法の改正があったことから、平成 22 年と平成 24 年に一部見直しを行い、現在に至っています。

これまでの計画に基づき、御笠地域の原地区における生活利便施設の誘導や、筑紫野インターチェンジの交通利便性を生かした企業誘致等を行い、地域における公共公益施設等の計画的な整備を行いました。また、優良な自然環境として維持・保全していくことをうたった農地や森林、集落等の地区については、地域特性に応じた保全を行いました。

一方、幹線道路での交通渋滞、市街地における空き家や未利用地の増加など新たな事象も生じており、今後の都市づくりの課題となっています。

また、本市をとりまく社会・経済情勢も変動しており、市民の生活、産業・経済等、各方面において転換期を迎えています。

そのため、新たな都市づくりの指針となる「第二次筑紫野市都市計画マスタープラン」を平成 28 年 3 月に策定し、更にはその分野別の計画として、市街化調整区域の土地利用について詳細にそのあり方を定める「第二次筑紫野市市街化調整区域整備保全構想」を策定することとなりました。



筑紫野市マスコットキャラクター  
「つくしちゃん」

## 2. 市街化調整区域整備保全構想とは

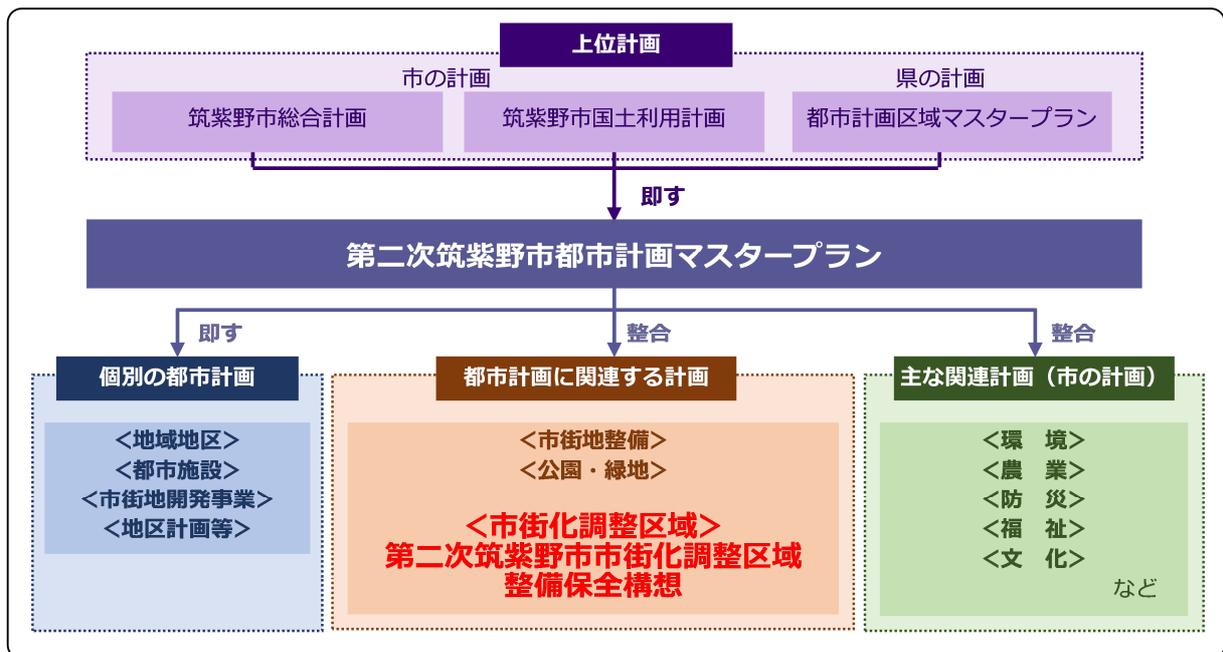
本構想は、筑紫野市の上位計画に基づくとともに、市の特性を踏まえた上で、市街化調整区域の土地利用に関する保全及び整備の方針を明らかにし、その具体化に向けた整備・保全方策の適用等について、基本的な方向性を示すものです。

### 市街化調整区域

都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のことです。農林漁業用の建物や公共施設などを除き、原則として建築行為は規制されます。

## 3. 位置づけ

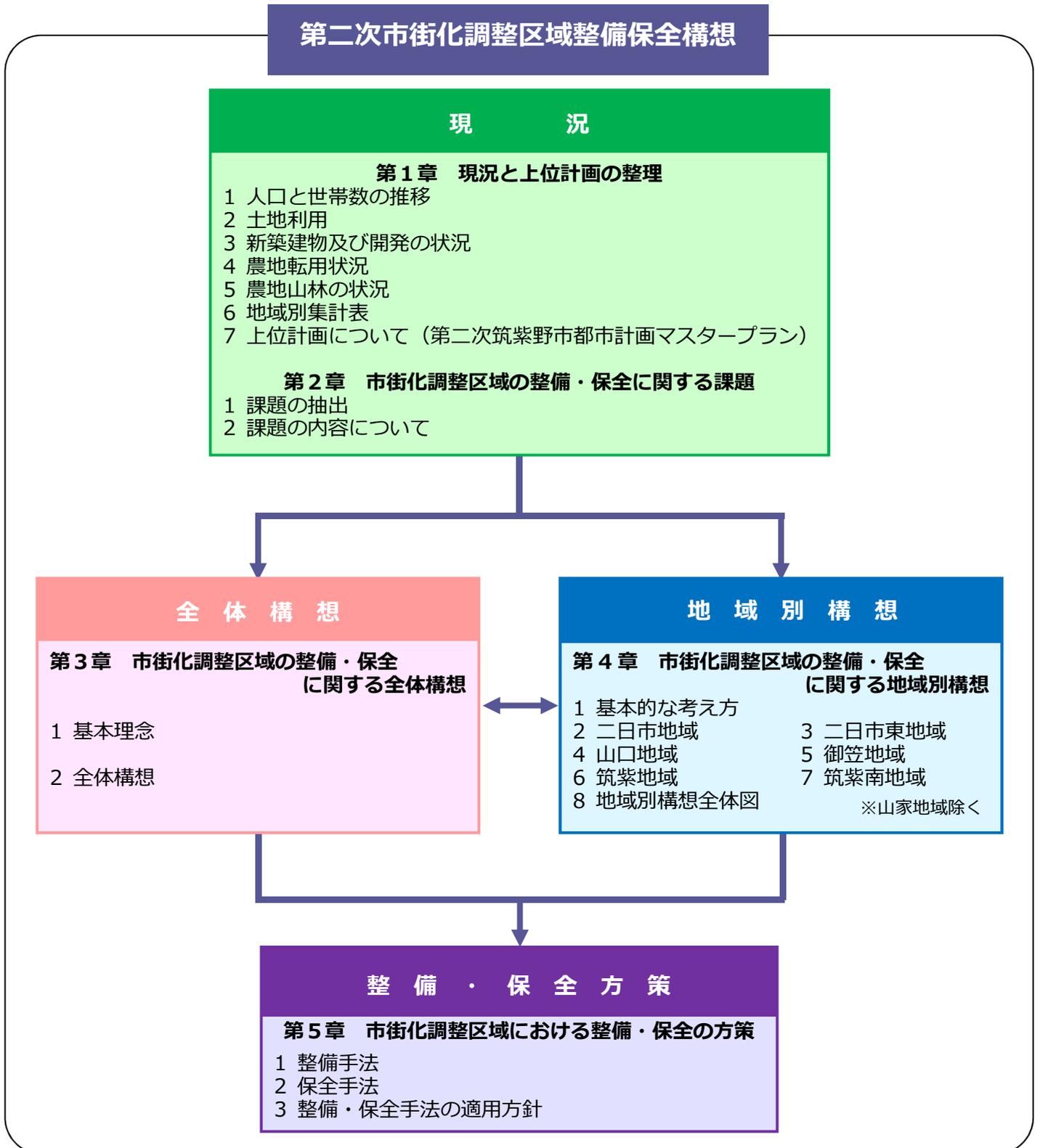
本構想の位置づけを以下に示します。



第二次筑紫野市都市計画マスタープランより抜粋

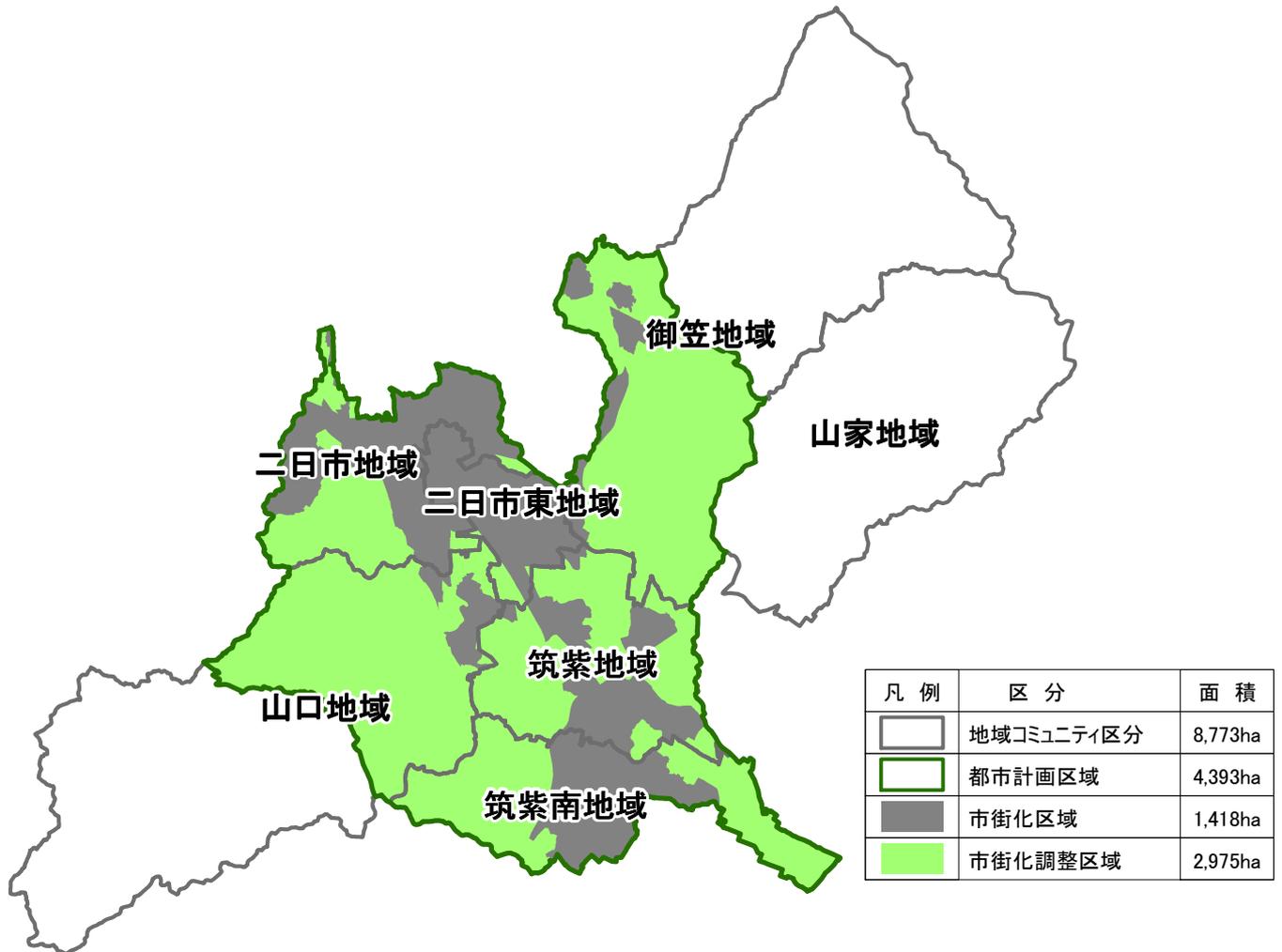
## 4. 構成

本構想の構成を以下に示します。



## 5. 対象区域

本構想の対象区域は本市の市街化調整区域です。  
なお、添付する図面に関しましては、「大きく」・「見やすく」するため、都市計画区域での表示としました。  
以下に市域を図で示します。



## 6. 目標年次

本構想の目標年次は、上位計画である第二次筑紫野市都市計画マスタープランにあわせ、2035年とします。  
なお、社会情勢の変化等があった場合には、適宜内容の見直しを行うこととします。